

# 弁長・良忠の鎮西義について

## 細川行信

はじめに

が師の念佛義を弘通したことを伝える。したがつて今は、弁長と良忠の師弟による鎮西義をうかがいたい。

源空の遺法を継承し、その伝法の器に恵まれた聖光房弁阿弁長を派祖とする鎮西義について、『淨土源流章』には

阿弁長を派祖とする鎮西義について、『淨土源流章』には  
隨<sup>シテ</sup>法然上人<sup>久嘗</sup>學業<sup>鎮西弘</sup>教

とあり、つづいて次のように載せる。

多生三門輩乃慶蓮社招蓮社等是也模ニ匡盧山古風故ナリ  
也光公門人亦有良忠公<sup>学解</sup>英哲宗教鸞鳳也五祖  
虹文多播<sup>シテ</sup>鈔解二字号ニ然阿<sup>トハシ</sup>初住<sup>ニ</sup>鎮西<sup>ニ</sup>學業獨歩中比  
遊<sup>シ</sup>住<sup>シ</sup>下總國<sup>ニ</sup>大弘<sup>ニ</sup>淨業<sup>多生</sup>法匠<sup>ニ</sup>上華洛<sup>ニ</sup>弘<sup>ニ</sup>通宗  
旨<sup>ニ</sup>

すなわち、これによれば、弁長の後継者として然阿良忠

ところで、了惠の『聖光上人伝』は、終わりに「旨弘安七年<sup>甲申</sup>臘月上旬菩薩戒比丘了慧謹疏」と記し、弘安七年

(二二八四) 十二月上旬に撰集したもので、その前に「凡厥生前懿德沒後靈瑞或聞忠師之伝説、或依入阿社敬蓮之記録、粗記梗概専備報恩而已」と記載するよう、了恵は師の良忠よりの伝聞と敬蓮社の記録(『鎮西上人伝』)によつた事、ついで三年を経た弘安十年(二二八七)十一月に追記を加えた。これは、嘉禎四年閏二月廿九日の弁長入寂と、此の伝を草し更に再治せんとした弘安七年十二月夜の夢想についてであり、弁長——良忠——了恵の相承が強調されている。ここにも、弁長・良忠の師資における念佛義の相承がうかがえるが、それはまた、弁長が歿した嘉禎四年(二二三八)から四十七年目の撰述であり、現存の列伝として最も古く、とくに信頼すべき伝記として、後世、信問(一七五五一八二〇)により纂輯された事も知られる。

さて、了恵の『聖光上人伝』には、弁長は筑前国加月莊の人で、応保二年(二二六二)五月六日の誕生を伝えていふ。加月は遠賀郡香月で、「香月系譜註」によれば、父は香月氏の家臣古川弾正左衛門則茂入道順乗といふ。七歳の時より菩提寺の妙法に師事し、十四歳で得度してより、白巖寺の唯心に三年、明星寺の常寂に五年、合わせて八年のあいだ天台を学んだが、寿永二年(二二八三)觀山に登り、東塔南谷の觀觀の室に入り、ついで宝地房証真について台

教の奥義を極めた。さらに建久元年(一一九〇)二十九歳にして故郷へ帰り油山の學頭となつたが、弟の頓死によつて世の無常を感じ、往生の行業を修したという。のち明星寺の衆徒を請じて廃絶していた同寺の三重塔を再建し、建久八年(一一九七)五月上旬、塔中に安置する本尊を迎えるために上洛したところ、かつて証真が常に讀めていた源空の禪室をたずね、起立塔寺が疎離の業である事を聞き、称名の但念佛義に帰したが、時に三十六歳であつた。かくて、翌建久九年(一一九八)『選択集』の付属を受けると共に、伊予に到つて伝道したと伝え、翌年帰洛した。元久元年(一二〇四)八月上旬、四十三歳にして鎮西へかえり、筑後高良山厨寺において如法念佛を修し、のち同國山本郷に一寺を建立して善導寺と号した。さらに安貞二年(一二三八)肥後往生院において四十八日の別時念佛を修し『末代念佛授手印』を作つた。嘉禎元年(一二三七)夏には『徹選集』二卷を著わし、同年八月一日、淨土宗の法門を然阿良忠に付属した。しかし、嘉禎三年十月已後は食欲がなく、翌年正月二日に頸下に腫物ができるが、毎日六万遍の称名を欠かさず、ついに閏二月二十九日未刻、七十七歳を以て眠るが如く息絶えたと伝える。

以上、弁長の生涯を略述してきたが、さらに、その念佛

者としての特徴を私なりを考察してみたい。

これについて、まず初めて源空をたずね淨土門に入つた、いわゆる入淨は三十六歳、師源空六十五歳の時で、その五月より七月までの三箇月間は「片時不<sub>レ</sub>離三座下<sub>二</sub>敬稟<sub>一</sub>勸化」(『聖光上人伝』)とつたえる。しかも、その翌年には『選択集』が撰述されている事から、源空の最も円熟した頃に入室し、選択付属と伊予教化の後、師の許で参考し「年光逕三十六箇年<sub>一</sub>也<sub>二</sub>從建久十年五月<sub>三</sub>」(『聖光聖人伝』)とも、また自ら「三十六ト申セシ年ノ五月ノ比ヨリ法然上人御房ニ参テ四十三ノ歳マテ弁阿ハ八年相副進セテ淨土ノ法門ヲ奉<sub>レ</sub>教候シニ」(『念佛名義集』中)ともい、その受法の自信の程がうかがわれる。

次に、その修学について『聖光上人伝』に

凡日參学都無<sub>二</sub>懈怠<sub>一</sub>非<sub>三</sub>音聞<sub>二</sub>淨土<sub>一</sub>兼亦涉<sub>三</sub>余宗<sub>一</sub>

天台  
華嚴

三論達摩  
菩薩戒等

と載せるように、聖淨兼學の立場を採つたことに留意しなければならない。したがつて、かかる融会・學解的な姿勢からすれば、聖道門側よりの恒常的な念佛彈圧のなか、いわゆる鎮西義が後に京都へ進出して、その地盤を獲得するのも当然なことと考えられる。

さらに、その相承についてであるが、これには、後に

良忠という希有なる後繼者に恵まれた事は勿論、弁長の鎮西義が念佛の正統義であるためには、何をおいても先ず源空と弁長の間の、いわゆる師資の相承を主張せねばならぬ。しかも、それは源空滅後における異義の蜂起を縁として、『末代念佛授手印』をはじめ、幾多の著述をものされ、いずれも師源空よりの相伝を明らかにした。今、『授手印』の序によれば、そこには師教を守成せんとする悲願の程が知られる。しかし、ここでの「靜<sub>レ</sub>其義於水火<sub>二</sub>」という批判は、かつて田村円澄博士が「異義蘭菊而邪徒紛々」(『徹選択』上)をあげて、「念佛を、対聖道門との関係において捉えず」・「念佛教団内部の問題に還元して居り」と指摘されたように、弁長その人が聖道門との対決を回避しているところに、実は鎮西義の特色がうかがいえよう。今、このことを一応整理すると、受法の自信、修学の姿勢、そして師資の相承の三つであり、『伝法絵』のなかで撰時の明らかなもの、すなわち源空入滅二十六年後の『本朝祖師伝記絵詞』から、さらに滅後百年に近い『法然上人伝記』、ついで間もなく集大成された『法然上人行状絵図』へと年時が降るに伴つて、前記の三点が次第に拡大視されてくるようである。

まず『本朝祖師伝記絵詞』卷第二には、宫廷関係の女

院、公卿を挙げた後に「念佛の帰依おほしといへども、関東には態谷入道、鎮西には聖光等、教門に入しより他宗をのぞかざるともがら」として、熊谷入道蓮生と聖光房弁長が東西を代表して出され、つづいて弁長について

弟子弁阿者、上人入室後、先遣伊州弘通念佛、還鎮西建立於光明寺、教道一切衆生、遂往生、宛如三本望

と載せるのみである。しかし、同じ『伝法絵』でも、右の『絵詞』よりも少し遅れて編集されたと考えられる『弘願本』と『琳阿本』では、その記載事項が随分と異なる。すなわち、『弘願本』(二)には三重分別の念佛(摩訶止觀)・『往生要集』の念佛と善導の念佛)について記し、また『琳阿本』(五)では『選択集』受写のことを載せる。しかも、これらは共に『行状絵図』(四六)に収録されているが、かかる記載がなされるには、当時ようやく鎮西流の京都進出が考えられ、さらに『九巻伝』(三下)に至ると、弁長が源空よりの正義をつたえ、その念佛義を相承する然阿良忠が勢観房源智の門流を吸収していくものと考察される。

ところで、鎮西義が弁長より良忠へ相承され、とくに良忠の伝導により広く認められた事をめぐり、その師資関係についてうかがってみたい。

まず、両者の出会いは、良忠みずから「弟子嘉禎二年九月八日詣天福寺始アマサニ謁先師アシテ弟子セイジ七十五

五」と誌すように、嘉禎二年(一一三六)九月八日、筑後の天福寺においてであつたが、この出会いに至るまでの経過は『然阿上人伝』に詳しく述せられる。すなわち、良忠は三十四歳の時、その故郷である石州の多陀寺に幽栖し、不斷念佛を修していたが、たまたま生仏法師という僧が来て語るには、善導寺の聖光上人(弁長)が法然上人(源空)の高弟として、智行兼備を以て淨土宗の正統を鎮西に弘めているので、その鎮西へ赴く途中ここに立寄つたという。しかも、生仏は源空の遺弟として、聖光上人・隆寛律師・善慧上人(証空)・勢觀上人(源智)の四師のうち、誰が正統な繼承者であるのかを案じ、善光寺参詣の途次、隆寛・聖光・善慧の三人の字を書いて深く懷中に納めて、人々称名しながら祈請したところ、善光寺へ一日路前の榦宿で、その夜の夢に、鎮西の聖光房が弘く往生の道を知る旨の靈告をうけたという。こうした生仏法師との縁が、そのころ西方を念じ求道の心やみがたい良忠をして法師に従い、その後を追つて鎮西へ赴くに至つたといい、弁長に面謁してより「二箇年間観經疏法事讀觀念佛門礼讚般舟讚論註安樂集選択集レハ剥ハタハタ作ハタハタ加ハタハタ往生要集并十二門戒儀一一説伝畢」(選

『挾伝弘決疑鈔』五)と、ひたすら浄土の宗要を学んだが、さらに『然阿上人伝』によれば、未だ師事して一年を経過しないにもかかわらず、師の弁長は良忠を法器として、選んで付属の人と定め、自著の『徴選択集』を譲与している。ところで、この『徴選択集』は正しくは『徴選択本願念佛集』といい、その奥書によつて、嘉禎三年(一二三七)六月、安居念佛中に、師恩を念じつゝ末法哀愍のために撰述した事が知られるが、実は、これよりも少し前の四月二十日、弁長は『淨土宗要集』(鎮西宗要)を著わしている。すなわち、天保二年版の奥書に

本云嘉禎三年丁酉四月二十日午刻終也於天福寺終レ功  
御口筆也但草案文体狼藉也後可書直同聞衆専阿、  
持願房、敬蓮社、信称房、執筆然阿

と載せ、この書が然阿良忠の筆受であることが知られる。

したがつて、その二ヵ月後に『徴選択集』が著わされ、さらには翌七月六日に『徴選択集』を譲与されている。

かくて今は、弁長の著述のなかから、とくに『徴選択集』を選んで『選択集』と対照しながら、その念佛義を考察したい。さらに弁長の後を継ぐ良忠(一九九一一二八七)については、その全著作を「五十余卷」とも「報夢鈔」(『然阿上人伝』ともいつて甚だ数おおく、しかも昭和に入

り金沢文庫所蔵の浄土宗典研究によつて、良忠に關する未伝稀観の講録も紹介されたが、その殆んどは「東國經廻二十九年」(然阿上人伝)の間に著わされたものである。このうち、特に『選択集』の深義を顯彰したものとして『挾伝弘決疑鈔』五巻を選び、本書を通して弁長から良忠へ相承された鎮西義を考察してみたい。もつとも、『徴選択集』の本意を解明したものとして、良忠は『徴選択鈔』二巻の書を著わしているが、達意的にして余りにも簡明に過ぎるので、今は敢えて『選択伝弘決疑鈔』を探りあげたい。なお、この『決疑鈔』は、既に今岡達音氏が指摘されたごとく、下総の匝瑳郡鎬木九郎胤定入道在阿の請により建長六年(一二五四)仲秋上旬に執筆されたものである。

## II

さて、鎮西義においては、いかに『選択集』が領解されているのか、この点を中心に『徴選択』と『決疑鈔』の上に、その概要をうかがいたい。

まず『徴選択集』は、その書題の始めに「徴選択集任三弟子之昔聞、具以述其義尋聖教之誠說、輒以符其文」と示すように、『選択集』の「念佛義、宣徹意」(上)として撰述したもので、上巻には『選択集』十六章段の文旨を

略述し、下巻は問答体によつて「従別徹スルナリ通」(上)の趣意を述べる。

上巻は、はじめに「選択本願念佛集」の題名と「南無阿弥陀仏往生之業」の題下の十四字についてで、ここで特に「南無阿弥陀仏」の念佛に「三重念佛之義」をたて

又第一念佛義者是依三和漢兩朝往生伝記之、第二念佛義者是依三善導和尚觀經疏記之、第三念佛義者是依三部之阿弥陀經記之、此三義亦是行者之口中所唱之称名念佛也

として、「観念之念佛」でなく「口称念佛」であることを明かし、次に「就三本選択集所載之文義有其十六篇、一一之篇今當釈之」と、以下『選択集』全十六章を一篇ごとに解釈する。

第一篇は第一・教相章について述べるが、標章の「聖道淨土二門」について、まず「就聖道門」有其二、「一者大乘聖道」者小乘聖道と、聖道門を大乗の聖道と小乗の聖道の二つに分けて説明する。次に「就淨土門」亦有其二、「一者十方淨土門、二者西方極樂淨土門」と、淨土門も十方淨土門と西方極樂淨土門の二つに分け、十方淨土門は「所謂十方隨願往生經是也、又十住毗婆沙論易行品是也」、西方極樂淨土門は「所謂無量壽經觀經阿彌陀經是也、又天

親往生論是也」と示し、馬鳴の『大乘起信論』、龍樹の『十住毗婆沙論』(易行品)、天親の『優婆提舍』(願生偈)等より引文し、「怯弱」の機をかえりみて聖道より易行の淨土門へ、そして「隨願往生經」の十方淨土を明かして専ら西方淨土の阿彌陀仏を念ずるという、その念佛に通局がある事を示すところに、実は本書撰述の理由があつたようである。これについて良忠は「選択集念佛正局ニ本願称名之一行、智度論之念佛廣通三福六度之行、然本集之念佛未レ釈三通念佛之相、故従別徹スルナリ通故云徹選択集」(上)と説明するが、こうしたところに、弁長における聖淨融会の学解的立場がうかがわれる。なお、難易二道の典拠として『易行品』よりの引文の前に、「天台大師云、仮令得人生三人在中聖道難得乃此名難行道也」と、とくに天台の釈文を引くことも留意すべきであろう。かくて、私釈に示す捨聖入淨の二由を引文した後、曇鸞・道綽の二師が「釈尊之使者」として彌陀の教法を弘めた事を述べ、引きつづいて、終わりに「鈍根無智之我等、設雖下漏ニ聖道之根機不レ能申即身断惑上ヨコトヨニ已降ニ念佛之法雨、誰人不レ潤三甘露之妙味、然則雖下先學三聖道一人上、若有所知ニ此旨者蓋下棄三聖道帰淨土乎」と、すなわち、それは即身に断惑する聖道の機根に対して、鈍根無智の我等が念佛によりて救いに

あずかるべく、聖道を棄てて浄土に帰すべき事を示しているが、それが聖道の根機に「漏」れて「不能」であるという表現をとり、さらに浄土門への歸入について、聖道を学ぶ人と雖も此の旨を知るという「學」・「知」の表現は、かつて源空が「淨土門還愚疑生極樂」（翻譯本『法然上人伝記』<sup>①</sup>）とも「淨土宗安心起行の事、義なきを義とし様なきを様とす」（知恩院藏『護念經』奥書）と申された言葉との間に、微妙な相違がうかがわれよう。すなわち、この事に関し、いわゆる処女作でもある源空十七回忌に著わした『末代念佛授手印』の終わりに「故上人遺誠云我門徒不レ可レ好ニ其義、不レ可レ好ニ其論』として、さらに「依ニ先師遺誠一錄レ之弘ニ通称名之行者」と示し、以て論義を好まず、称名の実践にその主張がうかがわれる。而も、それが「然近代人人學文、シテ先其称名不レ為ニ物員」是則邪義也邪執也無道心之人也無ニ後世之心也」と記し、「近代人人義」として幸西・証空・行空の「三人義」を邪義として載せる。したがつて、こうした学文を先とする思索的な姿勢を厳しく批判し、師源空の多念の称名に倣い、極めて実践的な態度を主張した。しかし実は、このことが実践的な念佛の拠りどころを学解によつて裏付けるところに鎮西流の念佛義があつた如くである。

次に第二篇に移ると、『選択集』では第二・二行章は相当ながい一章であるにかかわらず、本書での解説は極めて簡略である。すなわち、修すべき「淨土行」について「二者諸行往生、二者念佛往生」と、諸行と念佛の二つに分け、さらに念佛を「一者觀行念佛、一者称名念佛」と、觀行と称名の二種に分ける。而して、善導の意にもとづく念佛こそ称名の念佛であり、釈尊の付属流通と弥陀本願成就によつて決定往生疑い無いことを「先師在世之時如レ此習ニ伝フ、仍為ニ末代行者」具以所ニ教置也と、源空より相伝した念佛義を末代の行者の為に教えんとするもので、そこに弁長の教化者像が偲ばれる。

第三篇は第三・本願章の解説で、割合に長い一篇であり、往生の本願は、「雙願經」すなわち『無量寿經』に法藏比丘が師仏に值遇して四十八願を発起した中の、第十八念佛往生の願をいうとして、以下十三の問答を設けて解明する。このうち、第一の問答は「選択」の義についての問に答えて「善導和尚意、念佛者本願往生念佛也、弥陀四十八願之中、第十八願是也、此本願義之上、又法然上人檢ニ淨土三部之諸本、校ニ同本異訛之諸文、而今勘ニ出法藏菩薩選択義也、委々如ニ選択集、此則末代往生之珍宝也、下根出離之明鏡也、誰不レ観し之哉」とあって、善導の意によ

つて第十八の本願にもとづく法藏の選択を明かす。ついで第二の問答は「聖教之中以<sup>ニ</sup>弥陀本願<sup>一</sup>名<sup>ト</sup>選<sup>レ</sup>有<sup>リ</sup>其証拠耶」の問に対し、まず龍樹の『智度論』を以て引文し、その「選択」ということは「法然上人」すなわち源空の独断ではなく、龍樹から更に法藏・先仏へとさかのぼるもので、したがって、先仏・法藏・龍樹と伝統される選択本願念仏の義を、源空によつて始めて立てられた事を論証する。ついで第三の問答では、念仏を特に選択と名づける証文の尋問に対し、「一切諸仏之選択」の旨を強調する。したがつて、これら三問答を通して、選択本願の念仏が仏道の伝統に立ち、諸仏に讚嘆されることを示すのは、石田充之博士のいわれるごとく「諸仏公認<sup>(6)</sup>」を明らかにする事によって、浄土宗が聖道諸宗よりの公認を得んとするところに、弁長の苦労があつた事どうかがわかる。

第四の問答においては「称名念佛是仏方便法<sup>、</sup>為<sup>ニ</sup>淺智愚鈍<sup>、</sup>所設之淺行也、諸仏何故捨<sup>ニ</sup>深取<sup>ニ</sup>淺而讚<sup>ニ</sup>嘆<sup>ム</sup>之<sup>、</sup>」と、称名念佛が浅行であるという前提において問われ、それに対して「念佛三昧、即是<sup>レ</sup>一切菩薩淨仏國土本願之中其一願也(下略)」と答え、第五の問答では「諸仏何故捨<sup>ニ</sup>深行<sup>ニ</sup>取<sup>ニ</sup>淺行<sup>ニ</sup>而印可<sup>シテ</sup>之<sup>ニ</sup>耶」という問に対し、衆生出離の要法としては称名念佛が深行であるとする。こ

れは良忠の『徹選択鈔』(上)によれば「一往再往之義」とい、念仏は一往迷情に約して方便の浅行とするが、再往仏智に約して深行として価値転換する。しかも、この転換について述べたものが、第六・七・八・九の問答であつたと考えられる。さらに、第十以下の問答は再び「選択」についての問答であつて、念仏往生を知らんと欲するならば、まず一切菩薩の淨仏國土成就衆生の義を知り、一切菩薩の本願を習うべきであるとして、そこに知ること・習うことの必要性を強調する。しかも、自らの遍歴をかえりみて、昔、聖道門を学んだ時に彼の淨仏國土成就衆生の義を習い、今、淨土門に入つて後に此の選択本願念佛往生の義を相承して、昔と今、彼と此と対応させ、かつて学んだ天台一乘の理念を以て、自ら正しい念佛往生義を会得したといふもので、これは「單聖道門人」も「單淨土門人」も知ることができず、「聖道淨土兼學人」にのみ知られるものとして、聖淨兼學の立場を明らかにした。

ついで、第四篇より第十六篇までにおいては、第八・第十二の二篇のほかは極めて短かく、この二篇に約して以下すこしく考察を進めたい。このうち、第八篇は第八・三心章についての解説であり、念佛の行者は必ず三心を具足すべき事に関して、次の如き問答がなされている。すなわ

ち、それは有智の人は至誠心・深心・廻向發願心の三心について知るけれども、無智の倫は知らないので三心を具足しないという。このように、三心を具足しない者が往生できないのは、如何なることなのかという問に対し、その三心は決定往生の信心を発して一向専修の念佛を行じ、ひとえに臨終正念を期して退転懈怠なれば、自然に具足すると述べ、一向専修の称名念佛こそ末代衆生のための決定往生の要法であるとして、その念佛の実践が三心具足の必須条件なる事を強調するが、それが特に臨終正念を期することに特色がうかがわれる。

さらに、第十二篇は第十二・念佛付属章についての解説であり、『觀經』流通分の阿難への付属を「師云此是至極最要之文也、念佛行者尤可染肝耳」と、念佛付属の文を最も重要な文として、善導の疏より「望佛本願意在下衆生一向專稱中、弥陀仏名」をあげて、「智人知智人、是故有三祇迦之智人、知下、弥陀之智人以三名号、為往生之本願故、而對三阿難流三通此經、之時付三屬、弥陀之名号」也」と述べ、つづいて「近代有人」として「菩提心」が採りあげられた事は、『選択集』の開版以来すでに問題となり、とくに高弁が『摧邪輪』の中で反論したところである。すなわち、菩提心が「大乘之慈父、菩薩之悲母」とし

て、いわゆる仏道の正因である佛教者の基本的立場からして、源空門下として批判に応えてゆかねばならない問題であつた。これは、『摧邪輪』に「五種大過」として載せる「第一以菩提心不為往生極樂行過」(上)に対するものと考えられ、弁長が分類する菩提心は次の如く図示することができる。



このうち、浄土宗においては、聖道の行に堪える事ができない故に念佛を修して、先ず近く淨土に願生し次いで遠く仏果に帰する事を願うもので、これを菩提心願といふと説明する。そして、これは四弘誓願中の「法門無尽誓願」にもとづき、無智下根の輩は知ることができないが、念佛によつて淨土に往生した後、無尽の法門を修習して仏道を成せんと願ずる事をもいい、さらに善導の六字釈によつて、南無とは作願廻向であり、その廻向を近・遠の二つに分けで説明し、また不惜身命の行は凡夫の堪えることの出来ないものであるが、易行の念佛は我等凡夫の修すべき

ものであり、念仏往生の後に空・無相・無願の三解脱を証し、神通力を得て還相廻向を成就することも菩提心願であると説く。しかし、今は具縛の凡夫であるから、菩提心を發しても其の行に堪えないもので、菩提心を廢するとしたまでもあり、少しも非難されるものではないとする。なお、これについては、さらに良忠が「菩提心願行事」の一項目をかかげ、そのなかで「但今集(選択集)意、大乗本意菩提心、足往生是也、而望三下機云々廢菩提心、一向非菩提心事無其理」(『徹選択鈔』上)と述べている。

さて、上巻には十六篇にわたり『選択集』の所載にしたがつて釈し、つづいて「八選択」のほかに、「又加二十種選択之義」として逐一列記し、さらに本書の造意について「一者為顯先師上人之広學博覽之智德」也、二者為救濁世末代之小智愚鈍迷惑也」と述べる。そして、また「然則源空隨三大唐善導和尚之教任本朝慧心先德之勸稱名念佛之勤、長日六方返也、依死期漸近又加二万返、長日七万返之行者也、如以此隨以蒙嚴訓畢」と、弁長みずからも多念の日課称名を勵んだことは、とくに當時、今案の私義を立てる異義の発生に際し「止數返失稱名事」を「浅猿浅猿無慚無慚」と評する言葉のなかに、多念相続の高調が窺知される。

ついで下巻に入ると、『選択集』に明かす念仏と『大智度論』に明かす念仏とを、別と通の関係なわち從別徹通の趣意を以て述べる。今、前に上巻で留意したところと対照しながら、その特色を列記してみよう。

まず、最初の問答は「念仏三昧」について、念仏が所念の仏を離れない值遇仏について、因地の下位の菩薩を嬰児、果地の上位の如来を母のごとき関係にあると説くが、これは上巻第三篇中の問答(第十二・十三問答)に、法藏選択の本願が「地上真位之発願」と「地前凡位之発願」の両方にあつたとする事を併せて考へれば、法藏に總別二願があり、したがつて念仏にも二種あるとして、さらに万行(諸行)を總、口称名号を別として、廣略開合を特に天台的な真如一理・般若一法の理事において説明した事は、その学風によるところといわねばならない。このことは、こゝにつづく『觀經』の「三福者是三世諸仏淨業正因」による、いわゆる三福正因説をかえりみて、『大論』の六波羅蜜を前五の「福」と第六の「智」に分け、こうした福智の菩薩の六波羅蜜を以て三福の淨業を説き、さらに「菩薩因位之時皆以三福為淨土之正業、諸仏果位之時亦以三福為淨土之正因、約別之時明三称名為法藏菩薩別意弘願」とするが、これは、右のような三福説によつて通仏

教のなかでも浄土教の成立根拠を表明する。しかし、かかる論述による称名念佛の顯揚は、「称名念佛是末代相應之要法、下根得度易行也、隨三弥陀本願順二善導專修、勵三向称名之行、為三日夜朝暮之勤、三心無缺、四修無漏、是則決定往生之業因也、然當世義者云依三學問、生三慧解、依三慧解、生三信心、具此信心者雖不稱名、決定往生云、此条尤不審也」と、師源空の外儀をまもって多念の称名につとめ、聖淨二門の得道より聖道不堪の機に立ち、諸仏公認による念佛深行の価値を主張したことは、本願章に述べられた勝・易の二義が源空の独断でない事を、浄土宗内はもとより仏教界に表明するものであろう。しかし、それは聖淨各立において両者の融会を意図するものであつたために、總結三選の文にみられる如き廢立選択の峻厳な宗教的批判よりの後退を認めねばならない。

## 三

次に、良忠の『選択伝弘決疑鈔』五卷に示された念佛義を概観してみよう。この場合、『選択集』相伝の上で、特に『決疑鈔』を選んだのは、同書の巻尾に「先師對三衆示曰、我年闌齡頽在世不久しう思三將來癡闇、肝腑不レ安、雖レ然ト我法授ニ然阿一畢法燈何銷然阿是予還ニ盛年ニ也、遺弟對二

此人可ト決三不審也也云雖レ為三弄言一實是長思出ナリ也、亦過一分遺誠也、今以三代相承、輒記三五卷決疑而已」と誌すように、そこに源空・弁長、良忠の「三代相承」を表わすものであり、その書名は序文に「伝者伝ニ於先師也、弘者弘ニ於遺弟也、決疑者仮立三賓主粗解三疑闇、鈔者抽三衆文、題三之筆点、是故總言云弘決疑鈔也」とあり、まさしく先師弁長の念佛義を伝受・弘通したものと認められる。

ところで、前述の『徹選択集』には『選択集』所載の八種選択の外に「二十二種選択」を加えるが、これについて『決疑鈔』には「上來種種選択之義即は先師之遺範也、又被示云吾使下知大概記セ之汝隨有所見聞而集於選択之文、可レ統於此義之後云」(五)と記し、つづいて總結三選の文を載せて説明する。即ち、初めの「夫欲ハ速離三生死、二種勝法中、且闇三聖道門、選入三淨土門」とある四句は第一・教相章を、次の「欲入三淨土門、正雜二行中」以下の十二句は第二・二行章を顕わすものとしている。したがつて、今は私釈にもとづくと共に、「初第一篇是判教」の大綱、後十五篇即起行之綱目」(『決疑鈔』二)の『選択集』一部の能詮と所詮を、判教と起行に大別・集約して考察してみたい。

まず、第一巻で述べる二門の判教に関するものの中に

問二門得名其義如何

答伝云從凡至聖名為三聖道一從穢至淨稱曰三淨土俱

名門者出入義也、謂出三火宅入涅槃故

という問答があり、從凡至聖の聖道門に対し、淨土門が從穢至淨である旨を示し、その聖淨二門の取捨について

問二門同頤弘性何捨三門取一門乎

答取捨者用否意也謂用此之時取此捨彼用彼之時  
取彼捨此今任集意對三末法機捨聖道門取三淨土

門一(下略)

と、その取捨が用否の意味であり、今は『選択集』の意によつて「末法機」にもとづく事を強調する。それは『選択集』に引文する通り、聖道が「去大聖遙遠」と「理深解微」の二由によつて「今時難証」とする事を詳しく説明するものである。すなわち、ここで特に聖道と淨土が、理証の道において深と浅と対応していたものを「清凡」すなわち凡夫済度によつて淨土門を深とし、念佛が深行として価値転換している。これについて、既に弁長は称名念佛が深行なる旨を明かし、それを受けて良忠は「一往再往二義」を以て示した。すなわち、一往は念佛は浅行にして万機を撰するが、再往は普く一切の衆生を化し、五逆誣法の極悪を

も仏願に乗じて皆往生するところに弘深なる仏の密意のある事を説いた。

かくて、「唯有淨土一門可通入路」の典拠として「大經云」として引く「若有衆生縱令一生造惡臨命終時十念相続稱三我名字若不生者不取正覺」の文について、「大經云者正雖引第十八本願而兼觀經下品生意、兩經十念同本願故斯乃約三造惡機顯念佛力用也」と、『大經』の「十念」を『觀經』の下品下生の「具足十念稱南無阿彌陀佛」の「十念」と照應させ、とくに造惡の「機」と念佛の力「用」を顕わしたところに、淨土門選取の理由が明示されている。ところで、この造惡に關しては、とくに「縱使一形造惡等の文について「既是形造罪凡夫如何專精但能繫意常能念佛」という問に対し、「凡夫之人由貪瞋以造罪由淨心而念佛造罪雖互間雜而由意業隨犯隨懺念佛力故罪障自滅終感念佛迎也」と答え、さらに「善導大師勸制捨諸惡我亦如是設雖三念佛數起罪惡何得往生」という間に応答する中で、「起惡造罪凡夫雖知諸惡莫作之理而數忘數退深可慚愧、就如是機弥憑他力本願一就如是機弥信自身罪惡常能念佛期臨終暮現其人前誓願不虛必坐三華台速生淨土也」と述べる。したがつて、以上の問答

を通じてうかがえる事は、造惡の凡夫が如何に念佛を修するかについて、まず意義によつて「隨犯隨儀」することが大切であり、こうした深い慚愧により他力の本願を憑み自身の罪惡を信じて、常に能く念佛すべきであるとする。したがつて、このように隨犯隨儀すれば、仏願力によつて罪障を滅し、臨終に仏の来迎にあづかる事を示すもので、今

ここでは、隨犯隨儀する事と臨終來迎を期する事の二点を、その念佛義の特徴として挙げる事ができよう。

次に起行については、第二卷に解説する第二捨雜行帰正行篇を中心に、後四卷よりの概観を試みたい。

まず、標章の文につづいて

問、捨ニ雜行者為ニ其雜行不レ生ニ淨土ニ乎

答、伝云正雜二行同得ニ往生、雖レ得ニ同生一而雜行弱、正行強也、今望ニ下機、恐難レ生故且捨不レ行對ニ堪能機、非レ不レ生也

と、雜行では淨土往生できぬかどうかの設問に対し、師弁長よりの相伝として正雜二行とも往生を得るが、雜行は弱く正行は強しと、下機の立場に立つて雜行では往生し難いとするもので、聖道堪能の機には雜行も往生行となる事を示し、結局は両者の往生を共に許している。しかし、これは捨雜帰正を以て廢立する源空の直截な「選択」を不明

瞭化して他と妥協せしめ、いわゆる二類各生を認めることがとなつた。しかし、これに關しては、諸行往生について次の問答より考察してみたい。

問、上六品明ニ諸行往生、此文何故強嫌ニ雜行一

答、上六品約ニ隨他之機ニ今此文約ニ隨自之機ニ故不ニ相違

すなわち、廢立は隨自の機にいわれるもので、隨他の機においては諸行往生が許され、雜行も認められる。ただ、この場合に懈慢の化土を除き、「雜行之機自有ニ二類ニ一謂至心即生ニ報土ニ如觀經上六品是也」と、念佛も諸行も共に報土に往生する事において、いわゆる二類一土を説くものといわれよう。

さらに、来迎・不來迎については「経上六品皆有ニ來迎ニ懈慢無ニ來迎」と、報土に往生する者には来迎がある旨が述べられ、第三卷の第七光明唯攝念佛行者篇には、弥陀の光明が遍照であるのに、念佛者のみを攝取する事について「念佛行者由ニ仏願故得レ蒙ニ光益、信心不レ退往生易レ成如來親近身意柔軟減ニ多劫罪ニ魔不レ得レ便臨終正念決定往生」として、以下に親・近・増上の三縁を明かす。このうち、近縁見仏の平生に対して「來迎乃是臨終」と示し、これに關して、第五卷の第十三念佛多善根篇には、諸行不

## 生義の過誤について

若存<sup>ニ</sup>諸行不生義<sup>、</sup>者諸經明文皆悉<sup>、</sup>破壞<sup>シ</sup>今家定判<sup>、</sup>僉成<sup>ニ</sup>

虛説<sup>ニ</sup>況上六品來<sup>、</sup>迎仏讚專在<sup>ニ</sup>余善<sup>ニ</sup>若屬<sup>ニ</sup>虛説<sup>、</sup>釈迦弥

陀成<sup>レ</sup>設<sup>ニ</sup>妄言<sup>、</sup>若云<sup>ニ</sup>妄言<sup>、</sup>恐招<sup>ニ</sup>誘法之過<sup>、</sup>者歟<sup>、</sup>不<sup>レ</sup>

可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>慎<sup>、</sup>

と証明し、これを上述の事ども併せ考へれば、念佛はも

ちろん、諸行によつても報土に往生する者は、いずれも臨終の正念により、来迎を蒙ることを示すものである。したがつて、起行に關しては二類各生と一機一土説、それに来迎については臨終正念を強調したところに、弁長より良忠へ相伝された鎮西義の性格を知ることが出来よう。

## 註

① 『鎮西上人略縁起』は、『聖光聖人伝』の終わりに「彦山所<sup>レ</sup>伝略縁起」とあり、二種の『鎮西上人伝』は『鎮西略要伝』の奥書に「夫欲<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>悉悉<sup>ニ</sup>知<sup>ニ</sup>敬蓮社華台房等記、今斯略要伝、簡、且為<sup>レ</sup>備<sup>ニ</sup>先師之報恩、且為<sup>レ</sup>贈<sup>ニ</sup>向後<sup>、</sup>粗令<sup>レ</sup>錄之畢、于時正応五(三)庚寅年二月二十九日、鎮西弁師口決比

丘聖護誌」とあり、聖護は敬蓮社の『鎮西上人伝』および華

台房の『鎮西上人伝』によつて録したことが知られる。

台房の『鎮西上人伝』によつて録したことが知られる。

『法然上人伝の研究』一七〇頁。

拙稿「源空の浄土開宗と門下の分流」(大谷大学研究年報

二四) 参照。

④ 金沢文庫淨土宗典研究二「然阿良忠上人伝の新研究」参照。

⑤ 『淨土學』第四輯の「記主年譜考」参照。

⑥ 『三心料簡事』のなかに載せられ、これと同種のものが親鸞の消息中に「故法然上人は淨土宗のひとは愚者になりて往生す」(『末燈鈔』六)とあり、「法然上人行状絵図」にも源空が禪勝房に示した詞として「聖道門の修行は、智恵をきはめて生死をはなれ、淨土門の修行は愚痴にかへりて極楽にむ

まる」(四五)とある。

⑦ 『西方指南抄』に「念佛ハヤウナキヲモテナリ、名号ヲナフルホカ、一切ヤウナキナリ」(中本)ともあり、こうした分別の及ばないところに念佛があり、とくにその他力を明

らかにせんとする親鸞において使用例が多い。

⑧ 『日本淨土教の研究』に「仏名(称名)が諸仏公認と主張されることは弁長特異の特色的主張であつて」(二七八頁)といわれる。